

佐賀県告示第 358 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 28 年 7 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
平井内科	三養基郡上峰町大字坊所 2733 番地 1	平成 28 年 6 月 1 日
北城内ひろこ歯科ク リニック	唐津市北城内 6 - 52	〃
山下薬局 有田店	西松浦郡有田町本町東ノ前 丙 1072	〃
はる薬局	唐津市原 917 番地	〃
訪問看護ステーショ ンこより	佐賀市本庄町大字本庄 269 番 地 1	〃
おおしまクリニック	小城市牛津町乙柳 1096 番地 1	〃